

資料 4

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則(平成24年6月生駒市規則第21号)新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案																																																								
<p>(体育施設の附属設備使用料等の額)</p> <p>第4条 生駒市体育施設条例別表第4に規定する市長の定める額は、別表第4に定める額とする。</p> <p>別表第4(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属設備</th> <th style="text-align: center;">1回当たりの使用料等の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バスケットボール用具</td> <td style="text-align: right;">1組410円</td> </tr> <tr> <td>バレーボール用具</td> <td style="text-align: right;">1組410円</td> </tr> <tr> <td>バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く。)</td> <td style="text-align: right;">1組210円</td> </tr> <tr> <td>卓球台(ネット及びサポートを含む。)</td> <td style="text-align: right;">1組210円</td> </tr> <tr> <td>卓球用ボールスタンド</td> <td style="text-align: right;">1台50円</td> </tr> <tr> <td>ハンドボール用具</td> <td style="text-align: right;">1組410円</td> </tr> <tr> <td>テニス用具(ラケット及びボールを除く。)</td> <td style="text-align: right;">1組210円</td> </tr> <tr> <td>電光掲示板</td> <td style="text-align: right;">1基1,030円</td> </tr> <tr> <td>計時タイマー</td> <td style="text-align: right;">1台210円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td style="text-align: right;">1式1,030円</td> </tr> <tr> <td>綱引き用具</td> <td style="text-align: right;">1式410円</td> </tr> <tr> <td>プール更衣ロッカー</td> <td style="text-align: right;">1回50円</td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td style="text-align: right;">1回100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生駒市体育施設条例別表第3の1の表から5の表までに規定する使用料等の時間区分ごとに1回の使用とする。 2 グラウンド又はテニスコートの使用に伴い附属設備(シャワーを除く。)を使用する場合には、使用料等を徴収しない。 3 この表の使用料等の額には、消費税等相当額を含む。 	附属設備	1回当たりの使用料等の額	バスケットボール用具	1組410円	バレーボール用具	1組410円	バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く。)	1組210円	卓球台(ネット及びサポートを含む。)	1組210円	卓球用ボールスタンド	1台50円	ハンドボール用具	1組410円	テニス用具(ラケット及びボールを除く。)	1組210円	電光掲示板	1基1,030円	計時タイマー	1台210円	放送設備	1式1,030円	綱引き用具	1式410円	プール更衣ロッカー	1回50円	シャワー	1回100円	<p>(体育施設の附属設備使用料等の額)</p> <p>第4条 生駒市体育施設条例別表第3に規定する市長の定める額は、別表第4に定める額とする。</p> <p>別表第4(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属設備</th> <th style="text-align: center;">1回当たりの使用料等の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バスケットボール用具</td> <td style="text-align: right;">1組420円</td> </tr> <tr> <td>バレーボール用具</td> <td style="text-align: right;">1組420円</td> </tr> <tr> <td>バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く。)</td> <td style="text-align: right;">1組210円</td> </tr> <tr> <td>卓球台(ネット及びサポートを含む。)</td> <td style="text-align: right;">1組210円</td> </tr> <tr> <td>卓球用ボールスタンド</td> <td style="text-align: right;">1台50円</td> </tr> <tr> <td>ハンドボール用具</td> <td style="text-align: right;">1組420円</td> </tr> <tr> <td>テニス用具(ラケット及びボールを除く。)</td> <td style="text-align: right;">1組210円</td> </tr> <tr> <td>電光掲示板</td> <td style="text-align: right;">1基1,050円</td> </tr> <tr> <td>計時タイマー</td> <td style="text-align: right;">1台210円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td style="text-align: right;">1式1,050円</td> </tr> <tr> <td>綱引き用具</td> <td style="text-align: right;">1式420円</td> </tr> <tr> <td>プール更衣ロッカー</td> <td style="text-align: right;">1回50円</td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td style="text-align: right;">1回100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生駒市体育施設条例別表第3の1の表から5の表までに規定する使用料等の時間区分ごとに1回の使用とする。 2 グラウンド又はテニスコートの使用に伴い附属設備(シャワーを除く。)を使用する場合には、使用料等を徴収しない。 3 この表の使用料等の額には、消費税等相当額を含む。 	附属設備	1回当たりの使用料等の額	バスケットボール用具	1組420円	バレーボール用具	1組420円	バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く。)	1組210円	卓球台(ネット及びサポートを含む。)	1組210円	卓球用ボールスタンド	1台50円	ハンドボール用具	1組420円	テニス用具(ラケット及びボールを除く。)	1組210円	電光掲示板	1基1,050円	計時タイマー	1台210円	放送設備	1式1,050円	綱引き用具	1式420円	プール更衣ロッカー	1回50円	シャワー	1回100円
附属設備	1回当たりの使用料等の額																																																								
バスケットボール用具	1組410円																																																								
バレーボール用具	1組410円																																																								
バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く。)	1組210円																																																								
卓球台(ネット及びサポートを含む。)	1組210円																																																								
卓球用ボールスタンド	1台50円																																																								
ハンドボール用具	1組410円																																																								
テニス用具(ラケット及びボールを除く。)	1組210円																																																								
電光掲示板	1基1,030円																																																								
計時タイマー	1台210円																																																								
放送設備	1式1,030円																																																								
綱引き用具	1式410円																																																								
プール更衣ロッカー	1回50円																																																								
シャワー	1回100円																																																								
附属設備	1回当たりの使用料等の額																																																								
バスケットボール用具	1組420円																																																								
バレーボール用具	1組420円																																																								
バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く。)	1組210円																																																								
卓球台(ネット及びサポートを含む。)	1組210円																																																								
卓球用ボールスタンド	1台50円																																																								
ハンドボール用具	1組420円																																																								
テニス用具(ラケット及びボールを除く。)	1組210円																																																								
電光掲示板	1基1,050円																																																								
計時タイマー	1台210円																																																								
放送設備	1式1,050円																																																								
綱引き用具	1式420円																																																								
プール更衣ロッカー	1回50円																																																								
シャワー	1回100円																																																								

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則(平成24年6月生駒市規則第21号)新旧対照表(第2条関係)

現行		改正案	
別表第4(第4条関係)		別表第4(第4条関係)	
附属設備	1回当たりの使用料等の額	附属設備	1回当たりの使用料等の額
バスケットボール用具	1組420円	バスケットボール用具	1組420円
バレーボール用具	1組420円	バレーボール用具	1組420円
バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く。)	1組210円	バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く。)	1組210円
卓球台(ネット及びサポートを含む。)	1組210円	卓球台(ネット及びサポートを含む。)	1組160円
卓球用ボールスタンド	1台50円		
ハンドボール用具	1組420円	ハンドボール用具	1組420円
テニス用具(ラケット及びボールを除く。)	1組210円	テニス用具(ラケット及びボールを除く。)	1組210円
電光掲示板	1基1,050円	電光掲示板	1基1,050円
計時タイマー	1台210円	計時タイマー	1台210円
放送設備	1式1,050円	放送設備	1式1,050円
綱引き用具	1式420円	綱引き用具	1式420円
		レスリングマット	1式210円
		ミスト付扇風機	1式100円
プール更衣ロッカー	1回50円	プール更衣ロッカー	1回50円
シャワー	1回100円	シャワー	1回100円
		夜間照明	生駒市生駒北スポーツセンター グラウンド、生駒市総合公園グラ ウンド、生駒市井出山グラウンド イモ山公園グラウンド、生駒市健 民グラウンド 30分につき全点灯 2,520円 30分につき5割点灯 1,260円
			生駒市小平尾南少年グラウンド 30分につき全点灯 1,260円 30分につき5割点灯 630円
			生駒市北大和野球場 30分につき全点灯 2,100円 30分につき5割点灯 1,050円
			生駒市総合公園テニスコート、生 駒山麓公園テニスコート、むかい やま公園テニスコート 1コート30分につき 200円
備考		備考	

- 1 生駒市体育施設条例別表第3の1の表から5の表までに規定する使用料等の時間区分ごとに1回の使用とする。
- 2 グラウンド又はテニスコートの使用に伴い附属設備(シャワーを除く。)を使用する場合には、使用料等を徴収しない。
- 3 この表の使用料等の額には、消費税等相当額を含む。

- 1 生駒市体育施設条例別表第3の1の表から5の表までに規定する使用料等の時間区分ごとに1回の使用とする。
- 2 夜間照明を使用する場合において、使用の単位時間に端数を生じたときは、30分とみなす。
- 3 グラウンド又はテニスコートの使用に伴い附属設備(ミスト付扇風機、シャワー及び夜間照明を除く。)を使用する場合には、使用料等を徴収しない。
- 4 この表の使用料等の額には、消費税等相当額を含む。